

消防設備点検業務委託 仕様書

【件名】 消防設備点検業務委託

【履行期間】

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで （年 2 回）

【実施日】

- (1) 6 月に実施
- (2) 12 月に実施

【履行場所】

施設：九段坂病院・かがやきプラザ

住所：東京都千代田区九段南 1 丁目 6－12

【仕様内容】

1 消防用設備等

(1) 一般事項

消防用設備等は、消防法、同法施行令、同法規則およびこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検ならびに点検結果に応じて実施する保守に適用する。

(2) 点検および保守

①点検の基準、期間および結果報告は、別表 1 によるほか、次に定めるところによる。

・「消防法施工規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検期間、点検方法ならびに点検結果についての報告書の様式を定める件（平成 16 年消防庁告示第 9 号）」

・「消防用設備等の点検の基準および消防設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）」

・「消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成 14 年 6 月 11 日消防予第 172 号）」

②点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、別表 1 に定める資格を有する者が行うものとする。

③点検にあたり、他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該消防用設備の点検実施者と連携を図り行うものとする。

④点検の実施にあたり、施設管理者と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図るとともに、当該点検に係る施設、状態等を十分把握しておくこと。

⑤点検終了後は電源・電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、必ず元の状態に復元しておくこと。

【別表 1 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期】

消防用設備等の種類			点検資格者		点検周期	
			消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器 点検	総合 点検
消防の用に供する設備	消火設備	消化器具	第6種	第1種	半年に1回	1年に1回
		スプリンクラー設備	第1種	第1種	半年に1回	1年に1回
		泡消火設備	第2種	第1種	半年に1回	1年に1回
		ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	第3種	第1種	半年に1回	1年に1回
	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備	第4種	第2種	半年に1回	1年に1回
		消防機関へ通報する火災設備	第4種	第2種	半年に1回	
		非常警報器具および設備	第4種、第7種	第2種	半年に1回	1年に1回
	避難設備	誘導灯および誘導標識	第4種、第7種 ※注1	第2種	半年に1回	1年に1回
必要火な活動施設上	排煙設備	第4種、第7種	第2種	半年に1回	1年に1回	
	連結送水管（共用住宅用連結送水管）	第1種、第2種	第1種	半年に1回	1年に1回	
	非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）	第4種、第7種	第2種	半年に1回		
非常配線電源・配線	総合操作盤	当該電源等が付属する各消防用設備等の点検資格を有する者		半年に1回	1年に1回	
	配線				1年に1回	
その他の設備	フード・ダクト、レンジ用またはフライヤー用簡易自動消火装置	第3種	第1種	半年に1回	1年に1回	
		※東京都の運用基準				

※注1

第4種（甲種・乙種）または第7種（乙種）のうち、電気工事士または電気主任技術者の免状の交付を受けている者

2 業務方法

(1) 履行期間内

受託者は、事故または障害により対象施設において警報等不測の事態があった場合に、病院職員担当職員のもとめによる応急処置や復旧等に努めること。

なお、機器の故障および不具合による誤報等の場合は、その改善方法および参考見積額を病院担当職員まで提出すること。

(2) 消防用設備点検前

①点検日時については、受託者は病院担当職員に対し、点検開始の1ヵ月前までに予定表を提出し、承諾を受けること。

②前項の予定表には、施設の点検実施予定者を記載し、その者が別表1に定める資格を有しているかを確認すること。

(3) 消防用設備点検当日

①作業当日の業務実施にあたっては、火災等の防止に注意すること。

②危険を伴う作業は、安全を確保し実施すること。

③施設の設備や物品等に損傷を与えぬように注意すること。万一損傷を与えた場合は速やかに病院担当職員に報告すること。

④点検により生じたもの（発泡試験等の廃液等）の処分については、産業廃棄物処理マニュアルに基づき適正に処分すること。

⑤作業に必要な電力、水道については施設側の支給区分とする。

⑥業務の範囲をこえる特殊な事故の発生、または故障個所を発見した場合は病院担当職員に報告すること。故障個所については原因を特定し、その状況や改善方法を記した「報告書」、修繕にかかる費用を記した「見積書」を病院担当職員に提出すること。

⑦点検終了後、「作業報告書」を提出すること。

(4) 点検終了後

①消防用設備等点検報告制度に基づく「消防用設備等点検結果報告書」を3部作成し、病院担当職員に提出すること。

②「消防用設備等点検結果報告書」において「不良」とされた全ての箇所について、その状況および改善方法を記載した「報告書」、修繕にかかる費用を記した「見積書」を病院担当職員へ提出すること。

3. その他 施設の消防設備について

(1) 施設の消防設備については別表2の通りとする。

(2) 現場調査等が必要の場合には、病院担当職員へその旨を連絡し、対応をすること。

【別表2 消防設備等点検数量表】

設備名称	機器名	数量
消火器具及び粉末消火設備	粉末消火器（蓄圧式）	66 本
	粉末消火器（車載式）	2 台
	強化液消火器（蓄圧式）	65 本
	移動式粉末消火設備	1 台
スプリンクラー設備	加圧送水装置（電動機含む）	1 式
	操作盤	1 台
	流水検知装置	1 式
	送水口	1 基
	圧力タンク	1 台
	補助加圧ポンプ	1 台
	呼水装置	1 台
	スプリンクラーヘッド	2306 個
	補助散水栓	1 台
泡消火設備	泡タンク	1 台
	加圧送水装置（電動機含む）	1 台
	操作盤	1 台
	閉鎖型S Pヘッド（感知ヘッド）	54 個
	フォームヘッド（泡ヘッド）	115 個
	流水検知装置	1 台
	圧力タンク	1 台
	混合装置	1 台
	一斉開放弁	11 台
	手動起動装置	11 台
	呼水装置	1 台

ハロゲン化物消火設備	操作盤	5	台
	ガス貯蔵容器	42	本
	起動用ガス容器	3	本
	圧力スイッチ	3	個
	選択弁	2	台
	放出表示灯	12	台
	スピーカー	10	台
	手動起動装置	7	台
	ヘッド	35	台
	圧力ダンパー	24	台
	熱感知器	11	台
自動消火設備	G R 型受信機	1	台
	表示機	9	台
	熱アナログ式スポット型感知器	184	台
	光電アナログ式スポット型感知器	889	台
	受信機	34	台
	表示灯	34	台
	常用電源	1	式
	非常電源	1	式
	配線点検	1	式
ガス漏れ火災警報器	検知器（ブザー含む）	11	台
火災通報装置（消防機関へ通報する装置）	通報装置	1	台
非常用放送設備	スピーカー	738	台
	増幅器	1	台
	起動装置、非常電話	34	台
	非常電話盤	1	台
	常用電源	1	台
	非常電源	1	台
誘導灯、避難標識	避難口誘導灯（B・C 級）	162	個
	通路誘導灯（B・C 級）	86	個
	階段通路誘導灯	96	台

	誘導灯信号装置	2	台
	誘導標識	28	枚
排煙設備	排煙機	5	台
	制御装置	5	台
	排煙口	104	台
	給気口	15	台
連結送水管	送水口	2	基
	放水口	12	基
	ブースターポンプ	1	台
	加圧送水装置	1	台
	操作盤	1	台
	中間水槽	1	台
非常コンセント設備	非常コンセント単相 100V	4	台
総合操作盤	CRT 防災監視装置	1	台
	交換・制御機	1	台
	信号変換器盤	1	台
	無停電電源装置 (UPS)	1	台
簡易自動消火設備	ダクト消化設備	5	式
防排煙設備	防火戸	199	面
	防火シャッター	21	面
	防火ダンパー	14	台
	垂れ壁	40	面